

議案第 5 号

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

災害応急作業等のため国、地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の区域に派遣する場合又は国、地方公共団体等の職員が本市に派遣される規模の災害が発生した場合において、応急作業等に従事した職員に対し災害応急作業等手当を支給するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１６年京丹後市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

第２条中第２２号を第２３号とし、第１８号から第２１号までを１号ずつ繰り下げ、第１７号の次に次の１号を加える。

(18) 災害応急作業等手当（第１７条の４）

第１７条の３の次に次の１条を加える。

（災害応急作業等手当）

第１７条の４ 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる災害応急作業等に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、国、地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の区域に派遣され行う災害応急作業等

(2) 国、地方公共団体等の職員が本市に派遣される規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所で行う災害応急作業等

(3) 前２号の災害応急作業等に相当すると市長が認めるもの

２ 前項の手当の額は、災害応急作業等に従事した日１日につき８４０円とする。ただし、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において災害応急作業等に従事し、市長が認める場合にあっては、１日につき１，６８０円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和６年１月１日から適用する。

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年京丹後市条例第73号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 平成16年4月1日 条例第73号 第1条 (略) (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(17) (略) <u>(18)～(22)</u> (略) 第3条～第17条の3 (略) 第18条～第23条 (略)	京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 平成16年4月1日 条例第73号 第1条 (略) (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(17) (略) <u>(18) 災害応急作業等手当(第17条の4)</u> <u>(19)～(23)</u> (略) 第3条～第17条の3 (略) <u>(災害応急作業等手当)</u> <u>第17条の4 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる災害応急作業等に従事したときに支給する。</u> <u>(1) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、国、地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の区域に派遣され行う災害応急作業等</u> <u>(2) 国、地方公共団体等の職員が本市に派遣される規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所で行う災害応急作業等</u> <u>(3) 前2号の災害応急作業等に相当すると市長が認めるもの</u> <u>2 前項の手当の額は、災害応急作業等に従事した日1日につき840円とする。ただし、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において災害応急作業等に従事し、市長が認める場合にあっては、1日につき1,680円とする。</u> 第18条～第23条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。</u>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 6 年 3 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第5号
京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》 令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地支援のため、京都府をはじめ各種団体から様々な要請を受け、現地へ職員を派遣しているところである。 国においては、人事院規則により異常な自然現象により災害が発生した現場で応急作業等を行う職員に対し「災害応急作業等手当」が支給されるが、本市条例には同手当の規定がなく支給していない状況にある。令和6年1月19日付けで総務省より災害応急作業等手当の運用について適切に取り扱うよう通知を受けているところであり、被災した地域で作業等に従事する職員に対し、災害応急作業等手当を支給できるよう所要の改正を行うものである。		《市民参加の状況》 有 ・ (無) (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)																				
《政策等の必要性》 特殊勤務手当は、地方自治法第204条第2項の規定に基づき、著しい危険や困難を伴い身体的・精神的な負担が大きい勤務など、特殊な業務を担う職員に対して支給される手当であり、重大な災害の発生又は、発生するおそれのある危険な災害現場において応急作業等に従事する職員に対する特殊勤務手当として「災害応急作業等手当」を支給するものである。		《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円) <table border="1"> <tr> <th>総事業費</th><th>国庫支出金</th><th>府支出金</th><th>市債</th><th>その他</th><th>一般財源</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>						総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源									
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																	
《提案に至るまでの経緯》 R6.1.19 総務省より災害応急作業等手当の運用について適切に取り扱うよう通知 R6.2.16 例規審査委員会で改正条例案について審査		《将来にわたる効果及び経費の状況》 ・大規模な災害が発生した際に国、地方公共団体等の要請に基づく職員派遣や本市が被災地となった場合の応急作業を迅速かつ適切に行うことが可能となる。 ・作業に従事した日1日につき840円とする。ただし、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において業務に従事し、市長が認める場合は、1日につき1,680円とする。																				
《政策等の実施時期》 公布の日から施行し、令和6年1月1日に遡及して適用する。		《総合計画等の整合》 <table border="1"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td><td></td><td></td></tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td><td></td></tr> <tr> <td>策定年度</td><td></td></tr> <tr> <td>計画期間</td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>担当部局</td><td>担当課</td><td>添付資料(有の場合は、その名称)</td></tr> <tr> <td>市長公室</td><td>人事課</td><td>有 (無)</td></tr> </table>						総合計画 計画項目			計画名称		策定年度		計画期間		担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)	市長公室	人事課	有 (無)
総合計画 計画項目																						
計画名称																						
策定年度																						
計画期間																						
担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)																				
市長公室	人事課	有 (無)																				